

水戸市消防団協力事業所表示制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、消防団の活動に協力する事業所又は団体（以下単に「事業所」という。）に対し、消防団協力事業所表示証を交付し、当該事業所が消防団協力事業所表示証を掲示することについて、必要な事項を定めるものとする。

(消防団協力事業所)

第2条 消防団の活動に協力する事業所（以下「消防団協力事業所」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 従業員の水戸市消防団員としての活動について特別な配慮をしている事業所
- (2) 災害時に資機材を提供する等積極的に水戸市消防団の活動に協力している事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の消防防災体制の充実、強化等に寄与していると認められる事業所

(申請)

第3条 消防団協力事業所表示証（様式第1号。以下「表示証」という。）の交付を受けようとする事業所は、消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(推薦)

第4条 消防団長、自治会長その他消防団活動を支援する者は、消防団協力事業所推薦書（様式第3号）により事業所を消防団協力事業所として市長に推薦することができる。

(交付)

第5条 市長は、第3条の規定による申請又は前条の規定による推薦があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、表示証を交付するものとする。ただし、当該事業所が消防関係法令に違反し、又は市税を滞納しているときは、表示証を交付することができない。

(表示証交付整理簿)

第6条 市長は、前条の規定により交付を行ったときは、消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）に必要な事項を記入しなければならない。

(表示証の掲示)

第7条 第5条の規定により表示証の交付を受けた事業所は、表示証を事務所等の見やすい場所に掲示するものとする。

(表示証の有効期間等)

第8条 表示証の有効期間は、その交付を受けた日から2年とする。

2 第5条の規定により表示証の交付を受けた事業所（以下「表示証被交付事業所」という。）は、表示証の有効期間を更新しようとするときは、当該有効期間が満了する日の30日前までに消防団協力事業所更新申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(表示証の返還)

第9条 市長は、表示証被交付事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該表示証被交付事業所に対し、消防団協力事業所表示証返還請求書(様式第6号)により表示証の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により表示証の交付を受けたとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 第5条ただし書に該当したとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

(消防団協力事業所の公表)

第10条 市長は、表示証被交付事業所の名称、協力内容その他必要な事項を広報誌等により公表するものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。